

一般社団法人 総合幼児教育研究会

規程集

○会員に関する規程

○理事会運営規程

○総会運営規程

○監事監査規程

○支部規程

○総合幼児教育研究所規程

○事務局規程

運営指針

会員に関する規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人総合幼児教育研究会（以下「本会」という。）定款第 6・7・9・10 条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(正会員)

第 2 条 本会の目的、事業に賛同する団体並び個人は、理事会の承認を得て正会員となることができる。

(賛助会員)

第 3 条 本会の活動を賛助する団体並びに個人は、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

第 2 章 入会手続き

(入会手続)

第 4 条 前各条の会員（以下単に「会員」という。）になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、次の手続きに従い、入会を申し込まなければならない。

正会員（海外に拠点地をもつ法人・個人をのぞく）は所轄支部に所属することが義務付けられている。

- (1) 入会申込書の記入・提出。
- (2) 所轄支部での総会または園長会での審査と承認（正会員のみ）。
- (3) 理事会での審査と承認。
- (4) 正式な入会案内を受け、入会金を納入。

2 入会の可否が決定したときは所定の入会決定通知書（これに準じる電子メール）により、入会申込者に通知する。また、入会決定後、所轄支部より、支部会費などの正式な案内があり、支部の規約に基づき、別途手続きを行う必要がある。

(入会資格)

第 5 条 定款第 7 条の当会の入会資格は原則として次の条件を満たす必要がある。

- (1) 本会の趣旨に賛同した団体並びに個人。
- (2) 当法人もしくは所轄支部による当法人への参加不承認を受けなかった団体並びに個人。

第 3 章 会費

(会費及び入会金)

第6条 会員は、入会するときに入会金 30,000 円並びに年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員

基本会費 70,000 円

特別会費 園児保護者（家庭数）＋教職員数×600 円から算出される総額。

(2) 賛助会員

1 口 50,000 円とし、年間 2 口以上 10 口以下を負担するものとする。

第 4 章 会員の規定

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を享受することができる。

(1) 研修会への参加（正会員のみ）。

(2) 会報誌、教育資料の購読（正会員のみ）。

『総幼研レポート』は、年 6 回 2 部ずつ。

『総幼研ブックレット』は、園児保護者数と教職員数分を合わせた冊数を年 2 回。

『every』は、教職員数分の冊数を年 2 回。

(3) 教材購入（正会員のみ）

当会の会員教材の購入。一部教材の会員価格購入。

(4) 本部主催研修会事業における各種案内および当日パンフレットへの広告掲載料の割引。

(5) 希望会員には、本会ホームページ上での会員名情報の紹介。

(期間)

第8条 会員の有効期間は毎年 5 月 1 日～翌年 4 月 30 日までとし、年度末の 2 ヶ月前までに脱退の申出がなく、本会が引き続き会員として認める場合には、翌年度も会員としての資格を継続する。ただし年度途中から入会したものについては、入会した日から年度末日までとする。

(損害賠償)

第9条 会員は、定款または本会が定めた規程に違反した行為によって本会に損害を与えた場合、本会に対して損害賠償責任を負うものとする。

第 5 章 退会・除名

(除名)

第 10 条 会員が下記各号の事由に該当するときは、定款第 10 条第 3 項に該当すると規定し、定款に基づき除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 6 条第 6 号に該当するに至ったとき。

(3) 正当な理由がなく年会費を 1 年分以上滞納したとき。

2 前項のうち(1)の事由に該当するときは、当該会員には弁明の機会を与えるものとする。

(退会)

第 11 条 会員は退会届を本会に提出することにより、いつでも退会することができる。ただし退会後は、会の教育活動及び教材を使用しないこととし、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第 6 章 遵守事項

(会員の遵守事項)

第 12 条 正会員は全園児に会教材「プリントあそび」を採用することとする。但し、入会后 2 ヶ年の猶予期間を設ける。

2 相応の理由によりプリント教材を採用できない場合、正会員は、速やかに本部事務局に対してその理由を記載した届出書を提出する。理事会はその理由を審査し、対応を協議する。

(会員の禁止事項)

第 13 条 当会の教材を無断で複製して使用してはならない。複製利用が発覚した際には、理事会に報告の上、対応を協議する。

(改正)

第 14 条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

第 15 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日より施行する。

理事会運営規程

総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人総合幼児教育研究会（以下「本会」という。）定款第6章の規定に基づき、本会の理事会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第3条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎事業年度毎に3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(招集権者)

第4条 理事会は会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。副会長がその任を担えないときは、各理事が理事会を招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、その請求した理事が理事会を招集する。

3 会長は前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員が改選された直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集の手続)

第5条 理事会を招集するときは、理事会の開催の1週間前までに、各役員に対して招集通知を発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(出席の有無の届出)

第5条 役員は、理事会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

(議長)

第7条 理事会に議長を置き、専務理事がこれに当たる。

2 専務理事が欠けたとき又は専務理事に事故あるときは、出席した理事のうちから互選されたものがこれに当たる。

(出席状況の報告)

第8条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事、監事の出席の状況を理事会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、本会の事務局職員をして行わせることができる。

(定足数)

第9条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議題の付議)

第10条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第 11 条 議長は、議題を付議した後、理事又は監事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(決議)

第 12 条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。また、議長は、前項の場合において理事会の議決に、理事として加わることはできない。

(決議の省略)

第 13 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

- 2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 89 条に定めるものとする。

(採決の方法)

第 14 条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

- 2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決することができる。ただし、理事長を選定する議案を採決するときは、候補者ごとに採決するものとする。
- 3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。ただし、前項のただし書きの場合は、挙手によるものとする。
- 4 議長は、採決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(監事の出席)

第 15 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(関係者の出席)

第 16 条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(延期又は続行)

第 17 条 理事会を延期又は続行する場合は、理事会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに役員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の理事会の日より 2 週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第 18 条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第 19 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、会長及び監事 2 名が記名押印をしなければならない。
- 3 前項の議事録は、会議の日から 10 年間、この法人の主たる事務所に備え置かななければならない。

(議事録の配布)

第 20 条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

(権限)

第 21 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事会を開催する時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定。
- (2) 規程の制定、廃止又は改正に関する事項。
- (3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定。
- (4) 理事の職務の執行の監督。
- (5) 会長及び業務執行理事の選定及び解職。

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け。
- (2) 多額の借財。
- (3) 重要な役割を担う職員の選任及び解任。
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止。
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう)の整備。
- (6) 役員がその任務を怠ったため、本会が損害を受けたときの損害賠償責任の免除。
- (7) その他の重要な業務執行の決定。

(報告事項)

第 22 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第 23 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

総会運営規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人総合幼児教育研究会（以下「本会」という。）の定款第 4 章の規定に基づき、本会の社員総会（以下「総会」という。）の議事の方法に関する事項について定め、それによって総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第 2 条 議決権を行使し得る社員その他総会出席者は、法令及び定款並びにこの規程を遵守しなければならない。

第 2 章 社員等の出席

(社員本人の出席)

第 3 条 総会に出席しようとする社員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(社員代理人の出席)

第 4 条 社員の代理人として出席しようとする者は、受付において、代理権を証明する書面の提出などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(社員以外の者の出席)

第 5 条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。

2 この法人の職員及び各種の専門家は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて総会に出席することができる。

第 3 章 議長

(資格)

第 6 条 総会の議長となる者は、定款第 12 条の規定の定めによるものとする。

(権限)

第 7 条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができる。

2 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議長不信任動議の審議)

第 8 条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができる。

第 4 章 議事

第 1 節 開会

(開会の宣言)

第 9 条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は、社員の出席の状況を確認の上、議場に開会を宣言しなければならない。

(開会時刻の繰下げ)

第 10 条 議長は、社員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している社員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

(出席状況の報告)

第 11 条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、総会の社員の出席の状況を会場に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

第 2 節 議題の審議

(議題の審議順序)

第 12 条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第 13 条 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 43 条の規定による社員提案にかかる場合にあつては、議長は、当該社員に議案の説明を、理事又は監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

第 3 節 社員の発言

(発言の許可)

第 14 条 社員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。

2 社員の発言の順序は、議長が決定する。

(発言の内容及び時間の制限)

第 15 条 社員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。

2 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、社員の発言時間を制限することができる。

(発言の制限)

第 16 条 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言。
- (2) 議題に関係しない発言。
- (3) 冗長にわたる発言。
- (4) 重複する発言。
- (5) 総会の品位を汚す発言。
- (6) 他人の名誉を毀損しまたは侮辱する発言。
- (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言。

(発言の時機)

第 17 条 社員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関し発言することができない。

第 4 節 質問

(説明義務者)

第 18 条 社員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。

- 2 社員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。
- 3 理事は、議長の許可を受けた上で補助者に説明をさせることができる。

(一括説明)

第 19 条 理事又は監事は、社員の質問に対して一括して説明をすることができる。

(説明の拒絶)

第 20 条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合。
- (2) 説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合。
- (3) 説明することによりこの法人その他の者（当該社員を除く。）の権利を侵害することとなる場合。
- (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合。
- (5) 質問が重複する場合。
- (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合。

第 5 節 動議

(修正動議)

第 21 条 社員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。

- 2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。
- 3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。

(議事進行等に関する動議)

第 22 条 社員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。

2 前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

(動議の却下)

第 23 条 議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき。
- (5) その他合理的理由のないことが明らかなきとき。

第 6 節 休憩

(休憩)

第 24 条 議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。

第 7 節 審議の終了・採決

(質疑・討論の打ち切り)

第 25 条 議長は、議案について質疑及び討論が尽されたと認めるときは、質問若しくは意見を述べようとする社員などがある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

(採決)

第 26 条 議長は、採決は議案ごとにしなければならない。この場合、理事又は監事の選任議案を採決するに際しては、候補者ごとに採決するものとする。理事又は監事の候補者の合計数が定款第 17 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

(採決の順序)

第 27 条 原案に対し修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に遠いものから順次採決する。

(出席社員の範囲)

第 28 条 総会の決議については、出席した社員本人及び代理人を出席させた社員並びに議決権行使書面を開催日の前日までに本会に提出した社員の各議決権の数を出席した社員の議決権の数に算入する。

2 前項において、議決権行使書面を提出した社員の議決権の数を出席した社員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限るものとする。

(修正案に対する議決権行使書面の取扱い)

第 29 条 修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

(採決の方法)

第 30 条 議長は、採決について、賛否を確認できる。いかなる方法によることもできる。

(採決の結果の宣言)

第 31 条 議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

第 8 節 終了

(延期又は続行)

第 32 条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した社員に通知する。
- 4 延会又は継続会の日は、最初の総会の日より 2 週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第 33 条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第 34 条 総会の議事については、議事録を書面又は電磁的方法をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、議長及び出席した理事が記名押印をしなければならない。

- 2 前項の議事録は、10 年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第 35 条 議長は、社員総会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した社員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

(補則)

第 36 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(規程の改廃)

第 37 条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て、行うものとする。

附則

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

監事監査規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人総合幼児教育研究会（以下「本会」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第 2 条 監事は、本会の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本会の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職能)

第 3 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。

(業務・財産調査権)

第 4 条 監事は、いつでも、理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第 5 条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第 2 章 監査の実施

(監査事項)

第 6 条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

(会議への出席)

第 7 条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

3 監事は、第 1 項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第 3 章 監事の意見陳述等

(理事会に対する意見陳述義務)

第 8 条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、業務の執行に当たり本会の業務の適正な運営・合理化等又は本会の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

(差止請求)

第9条 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これにより本会に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(理事の報告)

第10条 監事は、理事が本会に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したときは、その事実の報告を受けるものとする。

(会計方針等に関する意見)

第11条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

- 2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べることができる。

第 4 章 監査の報告

(計算書類等の監査)

第12条 監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(監査報告書)

第13条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

- 2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。
- 3 監事は前項の監査報告書を、理事に提出する

第 5 章 雑則

(監査補助者)

第14条 監事の職務執行の補助機関としては、事務局が当たる。

- 2 前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

(改正措置)

第15条 この規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附則

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から実施する。

支部規程

総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人総合幼児教育研究会（以下「本会」という。）の支部の基本的事項を定めることにより、支部と該当地区会員園における保育を伴う幼児教育研究の促進と活性を目的とする。

(構成)

第2条 本会に支部を置く。

2 全国に4支部（北関東支部、関東支部、近畿支部、九州支部）を置き、それぞれに支部長ならびに支部事務局長を置くことができる。当該地区の正会員によって構成される。

3 4支部の当該地区範囲については、以下のとおりとする。

イ 北関東支部……北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県

ロ 関東支部……埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県

ハ 近畿支部……愛知県、岐阜県、三重県、富山県、福井県、石川県、滋賀県、奈良県、京都府、大阪府、和歌山県、兵庫県、鳥取県、岡山県、香川県、徳島県

ニ 九州支部……広島県、島根県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

(義務)

第3条 本研究会の定款ならびに各規程に準じ、支部ごとの会則に基づいて運営を行う。

2 年間を通して3回以上の園長会（支部総会を含む）を開催する。なお、支部該当地区の正会員全体への通知を行う際は、本部事務局にも同様の通知を行うものとする。

3 支部は理事会に対し、支部の会則もしくは規程を提出する。また、各支部園長会の議事録も提出する。

(改廃)

第4条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

総合幼児教育研究所規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人総合幼児教育研究会（以下「本会」という。）定款第 34 条の規定に基づき、総合幼児教育の理論及び実践の研究を行い、もって総合幼児教育の推進および本会の発展に貢献することを目的とする。

第 2 章 組織

(事業)

第 2 条 総合幼児教育研究所は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総合幼児教育に関する調査・研究、提言。
- (2) 総合幼児教育の推進を担う人材育成・研修。
- (3) 総合幼児教育研究会の各種研修の企画・設計および事前準備と出講・運営。
- (4) 総合幼児教育研究会会員園の単園指導。
- (5) 総合幼児教育研究会の各種交換物の執筆および提言。
- (6) 総合幼児教育研究会で使用される教材の開発、検討、提言。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な研究、調査。

第 3 章 職制

(職員等)

第 3 条 総合幼児教育研究所に次に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 部長
- (3) 所員

2 会長は、前項以外の職制を定めることができる。

第 4 章 職責

(職員の職務)

第 4 条 所長は、会長の命を受けて、総合幼児教育研究所の事業を統括する。部長は、会長の命を受けて、所員の管理及び総合幼児教育研究所の事業を推進する。

(職員の責務)

第 5 条 職員は、本会理念を尊重し、職員として責任ある言動および規律性のある行動を旨とする。また、第 2 条の事業推進のために主体的に職務を遂行する。

(職員の任免及び職務の指定)

第6条 職員の任免は、会長が行う。

2 所員の職務は、部長が指定する。

第 5 章 所務

(所務の決裁)

第7条 所務は、原則として部長の決裁を受けて、担当者が実施する。所長の決裁が必要と部長が判断する重要な所務は、部長が迅速に所長の決裁を受けて、担当者が実施する。

(緊急を要する重要な所務の決裁)

第8条 緊急を要する重要な所務で、所長と連絡が取れない場合は、会長の決裁によって処理することができる。

所長・会長の両名と連絡が取れない場合は、事務局長（理事）の決裁によって処理することができる。

ただし、この場合は、部長は遅滞なく所長に報告しなければならない。

(総研会議)

第9条 研究所に研究所会議（以下、総研会議）を置く。

2 総研会議は、所長、部長、所員及び第3条第2項に規定する研究員をもって構成する。

3 所長および部長が、必要があると認めるときは、総研会議の議を経て、所員以外の者を加えることができる。

4 総研会議は、所長もしくは部長が招集する。

5 総研会議では、第2条に定める事業および研究所の運営に関して審議する。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成30年5月1日より施行する。

事務局規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人総合幼児教育研究会（以下「本会」という。）定款第 35 条の規定に基づき、本会の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第 2 章 組織

(事務局)

第 2 条 事務局は、その目的を達成するために、事業部・販売部・経理部を置き、それぞれ、次の事業を担う。

事業部は、支部との連携事業および研修会の設計・運営を担う。また、会報誌の企画・編集などの事業を行う。

販売部は、本会教材の販売事業を行う。

経理部は、本会の経費の支払管理、決算などの事業を行う。

第 3 章 職制

(職員等)

第 3 条 事務局に次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務局員

2 会長は、前項以外の職制を定めることができる。

第 4 章 職責

(職員の職務)

第 4 条 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

(職員の任免及び職務の指定)

第 5 条 職員の任免は、会長が行う。

2 職員の職務は、事務局長が指定する。

第 5 章 事務処理

(事務の決裁)

第 6 条 事務は、原則として、事務局長の決裁を受けて、担当者が実施する。

会長の決裁が必要と事務局長が判断する重要な事務は、事務局長が迅速に会長の決裁を受けて、担当者が実施する。

(緊急を要する重要な事務の決裁)

第 7 条 緊急を要する重要な事務で、会長と連絡が取れない場合は、専務理事の決裁によって処理することができる。会長・専務理事の両名と連絡が取れない場合は、事務局長の決裁によって処理することができる。

ただし、この場合は、事務局長は遅滞なく会長に報告し、会長の承認を得なければならない。

(細則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第 9 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日より施行する。

運營指針

平成 30 年 6 月 30 日制定

1. 運営目的

本会は、総幼研宣言を理念とし、会員園が中心となって総幼研教育の充実と定着に取り組む。

2. 教育の実践と研究

本会は、総幼研教育の普及と研鑽に努め、さらなる進化を促進する。

総合幼児教育研究所はその役割を担う。

3. 会員の責務

会員園は本会運営に主体的に関わり、その発展継続についての責務を担う。

4. 理事会及び総会

理事会は、本会の運営にかかるすべての事項について計画・協議を担当

し、総会における会員の総意でこれを決議する。

5. 本部事務局

本会の運営にかかる事項について、その実務にあたる。

